平成２３年（フ）第１７７１号
神奈川県茅ヶ崎市今宿846番地　エステート湘南205
債務者　藤倉　　進
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７４号
神奈川県海老名市下今泉５丁目２番52号　サマックスワイズ２―201
債務者　安藤　　希
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７９１号
神奈川県藤沢市羽鳥２丁目６番17号　アクセス羽鳥101号
債務者　内藤　和政
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４５号
北海道旭川市東光11条４丁目３番８号
債務者　荒川　寛一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５８８号
横浜市南区庚台70番地　グリンピア庚台102
債務者　鎌田　純子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８０４号
横浜市青葉区みたけ台１番地２　ファーストハウス207
債務者　田城樹里亜
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
釧路市昭和中央３丁目７番６号
債務者　平中　英則
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
釧路市昭和中央３丁目７番６号
債務者　平中　昇子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４号
釧路市昭和北２丁目２番17号
債務者　菅原　良国
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７６号
釧路市新橋大通７丁目１番４号
債務者　大山　節子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２５３号
岡山市北区奉還町１丁目13番10号賀来ビル302
債務者　髙橋　良美
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９２１６号
東京都港区北青山１丁目６－２―405
債務者　佐川きよの
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３７６号
東京都新宿区弁天町２―17―301
債務者　高田　繭子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３８２号
神奈川県川崎市宮前区馬絹544―４―203
債務者　渡會　秀夫
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３８３号
神奈川県川崎市宮前区馬絹544―４―203
債務者　渡會　明美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３９１号
東京都東久留米市下里４丁目１―15―509
債務者　清水田みどり
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部